



金 沢 市 公 報

第 3 0 1 3 号

令和2年(2020年)8月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の変更について (道路管理課)	2
● 告 示		● 公 告	
○令和2年告示第125号(金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について)の一部改正について (歩ける環境推進課)	1	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて (建築指導課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	1	○開発行為に関する工事の完了について (")	3
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	3
○都市計画の決定について (都市計画課)	2	● 公 営 企 業 公 告	
○都市計画の変更について (")	2	○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	4
○平成21年告示第228号(独立広告物調整地区の指定について)の一部改正について (景観政策課)	2	○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (")	4

告 示

●金沢市告示第251号

令和2年告示第125号(金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について)の一部を次のように改正する。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

表中

金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	を に
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ1番6	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	令和2年8月3日から 同年10月30日まで	

改める。

●金沢市告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105352	マーメイド訪問介護事業所	金沢市入江2丁目153番地1	株式会社マーメイド	金沢市入江2丁目153番地1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	令和2年7月1日

●金沢市告示第253号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 武蔵町店	金沢市武蔵町16番32号	令和2年7月1日

●金沢市告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市打木町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	第5次安原異業種工業団地地区地区計画
	金沢市中屋町及び福増町の各一部		第2次いなほ工業団地地区地区計画

●金沢市告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市打木町及び中屋町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	打木地区 中屋町地区

●金沢市告示第256号

平成21年告示第228号（独立広告物調整地区の指定について）の一部を次のように改正する。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

表中「及びいなほ1丁目の一部」を「並びにいなほ1丁目、中屋町及び福増町の各一部」に改める。

●金沢市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年8月3日から同月17日まで一般の縦覧に供しません。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	森山1丁目線 11号	森山1丁目 529番 先から	旧	5.0	25.9
		森山1丁目 527番 先まで	新	28.6	25.9

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第660号	令和2年7月1日	金沢市増泉3丁目8番5先から21番1先まで	77	5.4~6.1
第253号	令和2年7月1日	金沢市増泉3丁目13番11先から13番2先まで	40.50	4.60
第665号	令和2年7月1日	金沢市泉野町1丁目55番4先から71番1先まで	73.55	4.60
第89号	令和2年7月1日	金沢市米泉町6丁目93番1先から100番4先まで	86	4.60
第279号	令和2年7月1日	金沢市泉本町4丁目146番1先から146番5先まで	33.00	4.60
第292号	令和2年7月1日	金沢市泉本町4丁目158番2先から159番5先まで	13.57	6.35
第316号	令和2年7月1日	金沢市泉本町4丁目146番1先から153番先まで	75.6	4.60

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市近岡町96番1、96番2、97番1、97番2、98番3、109番8、110番3及び111番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	神奈川県相模原市南区上鶴間本町7丁目13番58号 西本 修	道路 金沢市近岡町96番2、97番2、98番3、109番8、110番3及び111番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和2年8月3日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により令和2年8月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条第1号の規定により公告します。

令和2年8月3日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
624	田平設備	羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地7

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条第3号の規定により公告します。

令和2年8月3日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	廃止年月日
89	徳野設備工業株式会社	金沢市神宮寺2丁目5番3号	令和2年7月15日

令和2年(2020年)8月3日 印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)8月3日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄